

掛川市告示第10号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、次のとおり物品売払代金の徴収事務を委託した。

令和4年3月4日

掛川市長 久保田 崇

- 1 委託先
名 称 掛川市体協・ミズノ・鹿島建物協働体
所在地 掛川市大池2192番地
- 2 委託した徴収事務
掛川市学校体育施設利用券の売払代金の徴収事務
- 3 委託期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで